岸防衛大臣による 第7回日ASEAN防衛担当大臣会合への出席について

令和4年6月22日(水)、岸防衛大臣は、カンボジアで開催された、第7回日ASEAN防衛担当大臣会合に出席したところ、概要以下のとおり。

- (1)カンボジア、プノンペンで第7回日ASEAN防衛担当大臣会合が行われ、日ASEAN防衛協力の深化に向けた意見交換が行われた。
- (2) 冒頭、議長国カンボジアのティア・バニュ国防大臣より、日本はASEANにとって 最も重要な国の一つであり、これまで日本がASEANに対して積極的に防衛協力を実 施してきたことに謝意を述べ、開会した。
- (3) また岸大臣は、「ポスト・コロナを見据えた日ASEAN協力」とのテーマの下、以下のように述べた。
- (4)まず、岸大臣より、ロシアのウクライナ侵略は、ASEAN憲章にもうたわれている、 主権と領土の一体性の尊重にも反するものであり、ウクライナの問題は、ヨーロッパだ けの問題ではなく、東南アジアを含むインド太平洋地域の問題でもある旨指摘した。
- (5)日本はASEANの信頼できるパートナーとして、「ビエンチャン・ビジョン2.0」 に基づき、今後も各種取組を強力に推進していくことを表明した。
- (6) また、岸大臣は、日ASEAN協力の一層の強化に向けて、対面での防衛交流・協力 を本格的に再開することを表明し、本年中に3年ぶり第12回目となるASEAN防衛 当局次官級会合を開催し、日ASEAN防衛協力の更なる活性化を目指すと発言した。
- (7) その上で、岸大臣より、新たな安全保障課題について取り組む2つのイニシアティブを発表した。環境分野において、気候変動タスクフォースで得られた知見を共有し、意見交換を行うセミナーを開催し、また、サイバーセキュリティ分野において、現在協力を進めている「日ASEAN防衛当局サイバーセキュリティ能力構築支援事業」に加え「日ASEANサイバー国際法セミナー」を新たに実施することを表明した。

- (8) 岸大臣は、現下の国際情勢を受け、力による一方的な現状変更が生起し得るということがより明らかになった旨指摘し、だからこそ、インド太平洋地域においても、ルールに基づく国際秩序を守ることが重要である旨指摘した。特に、インド太平洋地域における自由で開かれた海洋秩序形成の重要性について言及し、その観点から、南シナ海行動規範についても、実効的かつ実質的で、UNCLOSをはじめとする国際法に合致したものとなるべきであり、全てのステイクホルダーの正当な権利や利益を侵害するものとなってはならない旨強調した。その上で、海洋安全保障分野において、防衛省・自衛隊が各国のニーズに基いた協力や装備品の提供を通じ、ASEAN諸国への協力を継続していくと述べた。
- (9)最後に岸大臣は、ミャンマー情勢に言及し、我が国は、ミャンマーで今なお事態の改善に向けた動きが見られないことを懸念している旨述べ、ミャンマー国軍に対し、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復について、具体的な行動を取るように強く求めた。また、6月3日に発表された、民主化運動のリーダーを含む被拘束者の死刑執行の承認に関しても、強く懸念している旨述べた。また、ミャンマー人留学生の自衛隊の教育機関への受け入れについては、留学生が帰国後に、市民に対する暴力行為に関与しないことが前提である旨指摘した。同時に、日本はASEANの「5つのコンセンサス」の確実な実施を支持し、国際社会と連携し、議長国カンボジアとASEANの取組を引き続き最大限後押しする旨表明した。
- (10) ASEAN側の大臣から、日本とASEANの防衛協力・交流の再活性化を歓迎するとともに、環境分野とサイバーセキュリティ分野における日本の新たなイニシアティブに対して歓迎の意が示され、今後も「ビエンチャン・ビジョン2.0」の下で、より実践的な日ASEAN防衛協力を推進することへの期待が示された。